

新潟薬科大学発明規程実施細則

制 定 平成4年 12月1日

最新改正 平成 29年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟薬科大学発明規程(以下「規程」という。)第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(発明等相談窓口)

第2条 発明等に関する相談に対応するため、事務部に発明等相談窓口を設置する。

2 発明等相談窓口を担当者(以下「発明事務担当者」という。)を置き、産官学連携推進センター担当事務職員をもって充てる。

3 発明事務担当者は、相談者に対し、必要に応じて次に示す対応策等を提言する。

(1) 発明等届出書の提出

(2) 発明等の内容、試験データ等の充実

(3) 先行文献(論文、特許等)の概略調査及び調査結果の提出

(4) その他、発明等にかかわる研究成果の普及方策等

4 発明事務担当者は、前項第1号に掲げる発明等届出書の受付及び別に定める発明等受付管理台帳に基づき必要な業務管理を行う。

(発明等の届出)

第3条 規程第6条第1項に規定する発明等の届出は、別記様式第1号により行う。

(発明等の届出者への通知)

第4条 規程第7条第2項に規定する発明等の届出者に対する通知は、別記様式第2号により行う。

(譲渡証書等の提出)

第5条 規程第9条第2項に規定する譲渡証書は、発明者が別記様式第3号により作成し、関係書類を添えて学長に提出する。

(報奨金)

第6条 規程第12条に規定する報奨金は、本学が得た収入から出願等に要した費用及び権利維持等に要した費用を差引いた額の50%とする。

2 報奨金を受ける権利を有する発明者が複数いるときは、原則として前条に規定する譲渡証書に記載された発明等の貢献割合に応じて報奨金を配分する。

3 報奨金は、会計年度毎に1回、当該年度分の報奨金の額を算出後に発明者に対して支払う。

4 本学は、報奨金を受ける権利を有する発明者から申出があったときは、報奨金の一部又は全部

を本学における研究費として配分することができる。ただし、当該発明者が配分を受ける会計年度に本学に在職する場合に限る。

- 5 報奨金の支払いを受ける権利を有する発明者が死亡したときは、当該発明者の相続人が権利を承継する。
- 6 報奨金を受ける権利を有する発明者が、自己の住所等の連絡先に変更があったにもかかわらずこれを本学に通知せず、本学からの連絡が取れなくなったときは、当該発明者が報奨金を受ける権利を放棄したものとみなす。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、発明委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成16年1月22日から施行する。
- 2 新潟薬科大学発明規程実施細則取扱いの細目(取扱いの基準等)(平成4年12月1日理事長裁定)は、この細則施行の日をもって廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 新潟薬科大学発明等取扱仮要領(平成21年9月25日部局長会承認)は、この細則施行の日をもって廃止する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。